

2022年6月28日

会員 各位

一般社団法人 地域包括ケア病棟協会  
会長 仲井培雄

## 診療報酬上の経過措置を設けた施設基準等の取扱いに関して

令和4年度診療報酬改定における経過措置の多くは2022年9月30日までとされており、経過措置終了までに届出書の提出が必要となります。

届出においては、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その26）」（令和2年8月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の2（2）①および②の取扱いにより実績を算出することが可能であるとされています。

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その26）」（令和2年8月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡）による算出は、「コロナ補正」と呼ばれ、関連する通知が多岐にわたり全体像が理解するのに労力を要します。そのため、以下に関連する通知を整理し情報提供いたします。これら通知を参考に届出が必要な医療機関は適切に診療実績を算出し、期限までに届出書を厚生局に届出いただきますようお願いいたします。

また、厚労省保険局医療課担当者との間で、以下のような疑義解釈があったことを付け加えます。

（問） 臨時的な取扱い（その26）（令和2年8月31日事務連絡）の2（2）の②において「対象医療機関等に該当する期間については、当該期間の実績値の代わりに、実績を求める対象とする期間から対象医療機関等に該当する期間を除いた期間の平均値を求める」ことが可能であるとあるが、「計算から控除する期間」は「対象医療機関等に該当する期間」のうち、医療機関が任意で決定しても差し支えないか。

（答） 差し支えない

（問） 臨時的な取扱い（その26）により重症度、医療・看護必要度を算出する場合に、令和4年改定以前の期間の診療実績を、改定後の新基準を用いて重症度、医療・看護必要度を算出することは可能か。

（答） 可能

添付として関連通知と共に「コロナ補正」に関連する部分を以下、抜粋します。

(関連通知一覧)

- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その26）」（令和2年8月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000665994.pdf>

- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その38）」（令和3年3月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000756728.pdf>

- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その39）」（令和3年3月26日厚生労働省保険局医療課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000760077.pdf>

- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その41）」（令和3年4月6日厚生労働省保険局医療課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000766125.pdf>

- 「新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等における施設基準等の臨時的な取扱いについて（再通知）」（令和3年4月21日厚生労働省保険局医療課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000771481.pdf>

- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その50）」（令和3年7月2日厚生労働省保険局医療課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000800923.pdf>

- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その55）」（令和3年8月26日厚生労働省保険局医療課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000824308.pdf>

## コロナ補正に関して

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その26）」（令和2年8月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡）

### （2） 臨時的な取扱いの対象とする保険医療機関等

① （1）で示した臨時的な取扱いの対象とする保険医療機関等については、（以下「対象医療機関等」という。）以下ア～エのとおりとする。

ア 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等

イ アに該当する医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等

ウ 学校等の臨時休業に伴い、職員の勤務が困難となった保険医療機関等

エ 新型コロナウイルス感染症に感染し又は濃厚接触者となり出勤ができない職員が在籍する保険医療機関等

※ ア～エに該当する保険医療機関等については、それぞれ、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた病棟、他の保険医療機関等に職員を派遣した病棟、学校等の臨時休業に伴い職員の勤務が困難となった病棟、感染し又は濃厚接触者となり出勤できない職員が在籍する病棟以外の病棟においても、同様の取扱いとする。なお、ア～エに該当する期間については、当該期間を含む月単位で取り扱うこととする。

② ただし、緊急事態宣言（新型インフルエンザ等対策特措法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき行われる、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が発生した旨の宣言をいう。以下同じ。）において緊急事態措置を実施すべき期間とされた期間については、緊急事態宣言において緊急事態措置を実施すべき区域とされた区域にかかわらず、全ての保険医療機関等について、当該臨時的な取扱いの対象とすることとする。なお、緊急事態措置を実施すべき期間とされた期間については、当該期間を含む月単位で取り扱うこととする。

③ 訪問看護ステーションについても、前記①及び②と同様の取扱いとする。

### 2. 患者及び利用者の診療実績等に係る要件の取扱いについて

（中略）

（2） 対象医療機関等に該当しなくなった後の取扱いは、以下①又は②のいずれかとしても差し支えないものとする。

① 対象医療機関等に該当する期間については、実績を求める対象とする期間から控除した上で、控除した期間と同等の期間を遡及して実績を求める対象とする期間とする。

② 対象医療機関等に該当する期間については、当該期間の実績値の代わりに、実績を求める対象とする期間から対象医療機関等に該当する期間を除いた期間の平均値を用いる。

## 関連通知（コロナ補正関連部分抜粋）

- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その 38）」（令和 3 年 3 月 22 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）

問 1 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについて、市町村等の計画又は要請により、自施設内で接種を行った保険医療機関等又は当該保険医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等について、それぞれ、令和 2 年 8 月 31 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 26）」 1.

（2）①イ 「アに該当する医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等」に該当するかと考えてよいか。

（答）よい。

- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その 39）」（令和 3 年 3 月 26 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）

問 1 新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院が必要な患者を受け入れた保険医療機関について、8 月 31 日事務連絡 1.（2）①ア「新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等」に該当するかと考えてよいか。

（答）よい。

問 2 「新型コロナウイルス感染症の病床を割り当てられている保険医療機関」とはどのような医療機関か。

（答）都道府県から新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者の受入病床を割り当てられた重点医療機関、協力医療機関その他の医療機関をいう。

- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その 41）」（令和 3 年 4 月 6 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）

新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等における施設基準等の臨時的な取扱いについては、令和 2 年 8 月 31 日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 26）」（以下、「8 月 31 日事務連絡」という。）の 1（2）において示しているところである。上記取扱いに関して、新型インフルエンザ等対策特措法（平成 24 年法律第 31 号）第 31 条の 4 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下、「重点措置」という。）を実施すべき区域として公示された区域において、重点措置を実施すべき期間とされた期間については、当該区域を含む都道府県に所在する全ての保険医療機関、保険薬局及び

訪問看護ステーションについて、8月31日事務連絡の1(2)①の対象医療機関等とみなすこととする。なお、重点措置を実施すべき期間とされた期間については、当該期間を含む月単位で取り扱うこととする。

- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い(その50)」(令和3年7月2日厚生労働省保険局医療課事務連絡)

問1 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについて、大規模接種会場や職域接種を実施している会場等に職員を派遣した保険医療機関等について、令和2年8月31日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その26)」1.(2)①イ「アに該当する医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等」に該当すると考えてよいか。

(答) よい。

- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い(その55)」(令和3年8月26日厚生労働省保険局医療課事務連絡)

問1 「入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設(入院待機施設)の整備について」(令和3年8月25日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)に示される入院待機施設や、新型コロナウイルス感染症患者に係る宿泊療養施設に職員を派遣した保険医療機関等について、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その26)」(令和2年8月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡)の1(2)①イ「アに該当する医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等」に該当すると考えてよいか。

(答) よい。

以上

問い合わせ先

お問い合わせは、メールで下記までお願い致します。

地域包括ケア病棟協会 事務局

メールアドレス: info@chiiki-hp.jp